

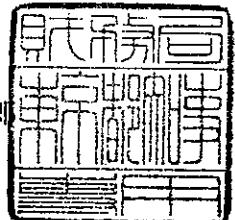


20財経総第488号  
平成20年7月 9日

社団法人 東京建設業協会 殿

東京都知事

石原慎太郎



## 下請負人等に対する契約の適正化及び支払の 迅速化並びに必要な技術者の配置等について

貴団体には、日頃から東京都の事業執行に対し格別のご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、都におきましては、これまでの財政再建が実を結び、ようやく将来の東京を見据えた取組にも目を向けることのできる状況となりました。

今後は、2016年東京オリンピックの招致や「10年後の東京」への実行プログラム2008に示した都民生活を支える幅広いテーマに対して、効果的な施策を厳選し複合的に展開させて、その成果を東京の魅力と都民福祉のさらなる向上に結実させていく必要があります。

都は、都民の負託に応え、こうした施策に積極的に取り組んでまいりますが、事業の実施に伴う公共工事を円滑に施工し、品質の確保を図るためには、発注者と受注者との信頼関係はもとより、元請負人と下請負人の良好な関係が極めて大切なことと考えております。

つきましては、貴団体におかれましても従前にも増して都の施策にご協力いただくとともに、都が発注する工事の施工に当たりましては、建設業法の趣旨を踏まえ、下記事項について貴団体所属会員に周知徹底され、なお一層のご指導をお願い申し上げます。

## 記

### 1 下請契約の適正化について

(1) 元請負人は、工事の一部を下請により施工する場合は、優良な下請負人等（建設労働者、資材業者、機械器具業者を含む。以下同じ。）を選定し、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「業法」という。）第 19 条第 1 項各号に掲げる事項等を記載した書面により契約を締結することによって、下請契約等の適正化を図るとともに、下請による工事の適正な施工を確保すること。

また、元請負人は、下請代金未払問題等の紛争の発生を未然に防止するよう努めること。

なお、元請負人は、下請負人等が更にその下請負人等と下請契約等を締結する場合も、必ず書面により契約を締結するようその責任において指導すること。

(2) 元請負人は、取引上の地位を利用して、下請工事等を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額で下請契約等を締結しないこと（業法第 19 条の 3）。

特に、労務費等の見積りに当たっては、賃金等の単価に加えて必要な諸経費を適正に考慮すること。

また、下請契約等の締結後、正当な理由がない限り、下請代金等の額を減じないこと。

(3) 元請負人は、取引上の地位を利用して、注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請負人等に購入させることにより、その利益を害してはならないこと（業法第 19 条の 4）。

(4) 元請負人は、下請負人等の倒産、資金繰りの悪化等により、下請契約等における関係者に対し、工事の施工に係る請負代金、賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。

### 2 代金支払等の迅速化について

(1) 元請負人は、下請契約等に基づく支払代金について、未払問題等が生じた場合には、適切な措置を採り、速やかにその解決を図ること。

(2) 元請負人は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後の支払を受けたときは、当該支払の対象となった下請負人等に対し、元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合で、それぞれの下請負人等が施工した出来形部分に相応する下請代金等を、当該支払を受けた日から 1 月以内で、か

つ、できる限り短い期間内に支払うなど適切な措置を探ること（業法第24条の3第1項）。

(3) 元請負人は、前払金の支払を受けたときは、前払金の趣旨を生かし、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用に相応する額を速やかに現金で支払うなど適切な措置を探ること（業法第24条の3第2項）。

(4) 元請負人は、都発注工事に関し、前払金、中間前払金、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払により代金の支払を受けたときは、下請代金等の支払に当たって、できる限り現金払とすること。

また、現金払と手形払とを併用する場合であっても、現金払の比率を高めるとともに、手形期間は原則として120日以内の可能な限り短い期間とすること。

特に、労務費相当分については、手形払とすることなく現金払とすること。

また、下請代金等の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は、手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。

### 3 特別な要因による下請代金等の変更について

元請負人は都との工事請負契約において、特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格が著しく変動し、契約金額が不適当となったことを理由に契約金額が変更されたときは、その対象となった工事の下請契約等についても下請代金等の額の変更及び額の変更に伴う下請代金等の支払を適切に行うこと。

### 4 必要な技術者の配置について

(1) 元請負人は、一定金額以上の建設工事を施工するときは、業法第26条（主任技術者及び監理技術者の設置等）に基づき工事現場ごとに専任の主任技術者又は専任の監理技術者を配置し、適正な施工を確保すること。

なお、専任の監理技術者を配置する場合には、監理技術者資格者証の交付を受けている者のうちから選任し、配置すること。

(2) 都は、不良不適格業者の市場からの排除を徹底させるため、入札及び契約締結の前後並びに現場において技術者の現場専任の確認を強化している。

現場専任の技術者は、適切な資格・技術力等を有するとともに、営業所における専任の技術者とは別に、工事現場において常時継続的に専らその職務に従事する者で、請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限ること。

## 5 契約約款等の遵守及び工事事故の防止等について

施工に当たっては、都の契約約款に定める条項を遵守することはもとより、業法の規定に抵触することのないよう十分注意すること。

また、工事現場における安全管理を徹底し、工事事故の防止に万全を期すとともに、建設発生土及び建設資材等の運搬にあたっては過積載防止に努めること。

## 6 建設業退職金共済制度の普及促進等について

都においては、従来、建設労働者の福祉の向上を図るため、入札参加資格審査申込受付時及び個別工事の発注時に建設業退職金共済制度の普及促進に努めてきたところであるが、この制度の一層の普及徹底を図るため、一定額以上の契約については、工事ごとに元請負人から建設業退職金共済組合の発注者用掛金収納書を提出させることにしている。

元請負人においては、その趣旨を理解し、本制度への加入に努めるとともに、証紙を購入することはもとより、労働者一人ひとりの被共済者手帳に証紙を貼るなど、本制度の実効をあげるため、一層の努力をすること。

とりわけ、証紙を貼ることについては、一部に実行されていないとの批判もあり、その徹底に、より一層の努力を払われたい。

また、あわせてその旨を下請負人に対しても指導すること。

なお、労働災害の防止及び適正な賃金の確保等、労働環境の改善についても十分に配慮すること。

## 7 その他の法令遵守について

建設業務については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「派遣法」という。）の適用除外業務であるため、労働者派遣事業を行う事業主から労働者派遣の役務の提供を受け、建設業務に従事させないこと。（派遣法第 4 条第 3 項）

※建設業務とは、土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。